

上三川町「クーリングシェルター」及び 「涼みどころ」協力施設等募集要項

◎趣旨

近年、極端な高温時における熱中症発生リスクが高まるなか、気候変動適応法が改正され、同法第21条に、「市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定することができる」と、規定されました。

そこで町では、町民の命と健康を守り、重大な健康被害を防止するため、熱中症特別警戒情報の発令時に「クーリングシェルター」として、町と共に熱中症対策に取り組んでいただける町内の民間施設（店舗等）及び熱中症特別警戒情報が発令されていない時でも暑さをしのぐため誰でも利用することができる冷房設備が整った施設「涼みどころ」を募集いたします。

◎施設要件

1. 「クーリングシェルター」は、熱中症特別警戒情報が発表となった時に休憩スペースを有し、避難することが可能な施設等であり、次の要件を満たすものとする。

- ①適当な冷房設備を有する施設等
- ②外出や散歩の途中に、気軽に涼める施設等
- ③必要かつ適切な空間が確保されている施設等
- ④休憩スペースを有する施設等
- ⑤避難場所として滞在が可能な施設等

⑥熱中症特別警戒情報が発表されていない時には、「涼みどころ」として利用可能な施設等

⑦クーリングシェルターの趣旨に賛同し、「上三川町クーリングシェルター基本協定書」を

締結できる施設等

※「クーリングシェルター」の運用については、施設等のルール等に準じます。

2. 「涼みどころ」は、熱中症特別警戒情報が発表されていない時でも、一時的に暑さを

しのげる施設等（休憩スペースの設置は必須としない）であり、次の要件を満たすもの

とする。

①適当な冷房設備を有する施設等

②外出や散歩の途中に、気軽に涼める施設等

③必要かつ適切な空間が確保されている施設等

※「涼みどころ」の運用については、施設等のルール等に準じます。

◎協力内容

①施設等の入口などの見やすい場所へ「クーリングシェルター」又は「涼みどころ」案内ポ

スターの掲示

②施設等の名称及び所在地の町ホームページ等への掲載

③無償で御協力いただける施設等

◎開設期間

応募日以降から令和7年10月22日（水）まで

なお、本年度以降も、熱中症警戒情報等※の運用期間である4月第4水曜日～10月第4水曜日に開設を予定しておりますので、引き続きの御協力をお願いいたします。

※熱中症警戒情報等…気温が著しく高くなることにより熱中症による健康被害が生じる恐れがある場合に、環境省と気象庁から発表されます。

（翌日の暑さ指数が3.3以上で「熱中症警戒情報」、3.5以上で「熱中症特別警戒情報」を发表）

◎応募方法

「上三川町クーリングシェルター（協力店）応募用紙」又は「上三川町涼みどころ（協力店）応募用紙」に必要事項を記入の上、メール又は窓口を持参してください。

◎応募期間 随時募集中

問い合わせ

上三川町役場 地域生活課 環境係

電話 0285-56-9131

メール seikatsu01@town.kaminokawa.lg.jp